

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成18年3月31日

久慈地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

- ア 宮城建設株式会社
- イ 株式会社サンデー
- ウ 株式会社ユニバース
- エ 株式会社デンコードー
- オ 株式会社薬王堂
- カ トヨタカローラ岩手株式会社
- キ 有限会社八戸メガネセンター
- ク 株式会社コナカ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 久慈ショッピングセンター 久慈市長内町第33地割11番1ほか

(3) 変更しようとする事項

- ア 荷さばき施設の位置及び面積
- イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(4) 変更する年月日 平成18年3月17日

(5) 変更の理由 敷地内における店舗増設のため

2 届出年月日 平成18年3月9日

3 縦覧場所 久慈地方振興局企画総務部及び久慈市役所